

株式会社 都市居住評価センター

確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社 都市居住評価センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社 都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条（業務規程第27条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、表1に掲げるとおりとする。

2 表1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
なお、計画の変更に係る部分の床面積合計が50㎡以下の場合の申請手数料は、一件48,000円
- (4) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又はその用途を変更する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- (5) 前号に規定する確認を受けた建築物の計画の変更をして、建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 建築物を建築する場合で、次の各号に掲げる設計方法等による場合は第1項で定める額に当該各号に定める割合に応じた手数料を加算する。

なお、第1号から第5号に定める加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を下限

とする。

- (1) 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
 - (2) 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - (3) 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - (4) 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
 - (5) 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
 - (6) 構造計算ルート2 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - (7) 限界耐力計算 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の20%の額
 - (8) 免震構造 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - (9) 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額
- 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合に限る。）で、前項第1号から第5号及び第9号に係る建築物の場合は、当該設計方法等の計画の変更に係る床面積の二分の一を算定面積として前項に定める加算額を算出し、前項第6号から第8号に係る建築物の場合は当該建築物の床面積の合計を算定面積として前項に定める加算額を算出する。なお、前項第1号から第5号に定める加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を下限とする。
- 5 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合に限る。）で、第3項に該当する建築物の場合は、第1項で定める額に第3項各号に定める割合に応じた手数料を加算する。
- 6 既存の建築物の部分と合わせて増築する場合で、既存建築物に不適格建築物への遡及適用がある場合は、その既存不適格建築物の床面積の合計に応じて別に定める手数料額を加算する。既存建築物が前願と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとする。
- 7 構造計算適合性判定（以下「構造適判」という。）を要する建築物を含む場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円を第1項に規定する額に加算する。
- 8 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合に限る。）で、構造適判を要する建築物を含む場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円を第1項に規定する額に加算する。
- 9 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合に限る。）で、構造適判を要する建築物を含む場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として5,000円を第1項に規定する額に加算する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第17条（昇降機以外の建築設備については、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第87条の4において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター（小型エレベーター及び段差解消機含む）、小荷物専用昇降機及びリニューアルエレベーターを除く。以下同じ。）の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。（表2参照）

- (1) 建築設備を設置する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 24,000円
 - (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 24,000円
 - (3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 13,000円
- 2 業務規程第17条に規定するホームエレベーター（小型エレベーター及び段差解消機並びにホームエレベーターのリニューアルエレベーターを含む。以下同じ。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、ホームエレベーター一基について、当該各号に定める額とする。（表3参照）
- (1) ホームエレベーターを設置する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 17,000円
 - (2) 確認を受けたホームエレベーターの計画の変更をしてホームエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 17,000円
 - (3) 確認を受けたホームエレベーターの計画の変更をしてホームエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 9,000円
- 3 業務規程第17条に規定する小荷物専用昇降機（小荷物専用昇降機のリニューアルエレベーターを含む。以下同じ。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について、当該各号に定める額とする。（表4参照）
- (1) 小荷物専用昇降機を設置する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 11,000円
 - (2) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 11,000円
 - (3) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 8,000円
- 4 業務規程第17条に規定するリニューアルエレベーターに関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、リニューアルエレベーター一基について、当該各号に定める額とする。（表5参照）
- (1) リニューアルエレベーターを設置する場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を

- 除く。) 18,000 円
- (2) 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画の変更をしてリニューアルエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 18,000 円
- (3) 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画の変更をしてリニューアルエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 9,000 円

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する工作物のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第138条第1項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。（表6参照）

- (1) 工作物を築造する場合（次の第2号から第6号に掲げる場合を除く。） 21,000 円
- (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合（第4号に掲げる場合を除く。） 21,000 円
- (3) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合（第4号に掲げる場合を除く。）
11,000 円
- (4) 令第138条第1項第1号に規定する区分で高さが25mを超えるもの、令第138条第1項第2号に規定する区分で高さが25mを超えるもの、令第138条第1項第3号に規定する区分で高さが15mを超えるもの、令第138条第1項第4号に規定する区分で高さが15mを超えるもの及び令第138条第1項第5号に規定する区分で高さが5mを超えるものの計画に係る工作物を築造する場合 42,000 円
- (5) 前号に掲げる確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 42,000 円
- (6) 第4号に掲げる確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 22,000 円
- 2 令第138条第2項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。（表6参照）
- (1) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合（次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 24,000 円
- (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 24,000 円
- (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 12,000 円

- (4) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のもの（次の第5号及び第6号に掲げる場合を除く。） 24,000円
- (5) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 24,000円
- (6) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートル以下のもの又は高さが4メートル以下のものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 12,000円
- (7) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるもの（次の第8号から第10号に掲げる場合を除く。） 39,000円
- (8) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合（第10号に掲げる場合を除く。） 39,000円
- (9) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートルを超えるもの又は高さが4メートルを超えるものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合（第10号に掲げる場合を除く。） 19,000円
- (10) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が50平方メートルを超えるものは、別途協議とする。
- 3 令第138条第3項に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第2条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、表1に掲げる手数料を適用する。この場合において、表1の「床面積の合計」とあるのは築造面積と読替えるものとし、築造面積の合計の算定については、第2条第2項の規定を準用する。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

- 第5条** 業務規程第29条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、表1に掲げるとおりとする。
- 2 表1の床面積の合計は、当該中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計で算定する。
- 3 中間検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は（申請前に提出されて

いるものも含む。)、第1項に規定する額に3,000円を加算する。

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第29条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の4第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について31,000円(建築設備の確認をUHEC以外の者から受けている場合61,000円)とする。ただし、昇降機中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表2に掲げるとおりとする。

2 業務規程第29条に規定するホームエレベーターに関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一のホームエレベーターについて31,000円(ホームエレベーターの確認をUHEC以外の者から受けている場合61,000円)とする。ただし、ホームエレベーター中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表3に掲げるとおりとする。

3 業務規程第29条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一の小荷物専用昇降機について22,000円(小荷物専用昇降機の確認をUHEC以外の者から受けている場合33,000円)とする。ただし、小荷物専用昇降機中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表4に掲げるとおりとする。

4 業務規程第29条に規定するリニューアルエレベーターに関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一のリニューアルエレベーターについて31,000円(リニューアルエレベーターの確認をUHEC以外の者から受けている場合61,000円)とする。ただし、リニューアルエレベーター中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表5に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 業務規程第37条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、表1に掲げるとおりとする。

2 表1の床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

3 表1の床面積の合計は、建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替えをした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一について算定する。

4 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、表1に掲げる完了検査手数料額の20%(百円の単位以下は切り捨て)を加算する。

5 業務規程第45条に規定する当機関の仮使用認定を受けた建築物については、完了検査対象部分の床面積から仮使用認定部分の床面積を減じた床面積として表1に掲げる手数料の額を適用する。

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。）第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。）第 11 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下「省エネ適判」という。）を当機関で受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、表 1 に掲げる完了検査手数料額の 20%（百円の単位以下は切り捨て）を加算する。当該計画に係る省エネ適判を UHEC 以外の者から受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、表 1 に掲げる完了検査手数料額の 40%（百円の単位以下は切り捨て）を加算する。
- 7 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は（申請前に提出されているものも含む。）、第 1 項に規定する額に 3,000 円を加算する。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

- 第 8 条** 業務規程第 3 7 条（昇降機以外の建築設備については、法第 8 7 条の 4 において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機、段差解消装置を除く。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について 31,000 円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証を UHEC 以外の者から受けている場合 33,000 円）とする。ただし、建築設備完了検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 2 に掲げるとおりとする。
- 2 業務規程第 3 7 条に規定するホームエレベーターに関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つのホームエレベーターについて 31,000 円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証を UHEC 以外の者から受けている場合 33,000 円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 3 に掲げるとおりとする。
- 3 業務規程第 3 7 条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの小荷物専用昇降機について 22,000 円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証を UHEC 以外の者から受けている場合 33,000 円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 4 に掲げるとおりとする。
- 4 業務規程第 3 7 条に規定するリニューアルエレベーターに関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つのリニューアルエレベーターについて 31,000 円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証を UHEC 以外の者から受けている場合 33,000 円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 5 に掲げるとおりとする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

- 第 9 条** 業務規程第 3 7 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合（第4条第1項第4号に掲げる場合を除く。） 24,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 45,000 円）
- (2) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物で第4条第1項第4号に該当する工作物の場合 48,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 90,000 円）
- (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が6以上の場合 21,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 45,000 円）
- (4) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が2以上5以下の場合 22,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 46,000 円）
- (5) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が1の場合 23,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 47,000 円）
- (6) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートル以下のもの、又は高さが4メートル以下のもの 30,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 54,000 円）
- (7) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が10平方メートルを超えるもの、又は高さが4メートルを超えるもの 57,000 円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 96,000 円）
- (8) 令第138条第2項第2号及び第3号に規定する工作物で投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が50平方メートルを超えるものは、別途協議とする。
- (9) 令第138条第3項に規定する自動車車庫の場合、第7条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、表1に掲げる手数料を適用する。この場合において、表1の「床面積の合計」とあるのは、築造面積と読替えるものとする。

（仮使用認定の申請手数料）

第10条 業務規程第45条に規定する建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、表1に掲げるとおりとする。

- 2 省エネ適判を当機関で受けた建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、表1に掲げる仮使用認定手数料額の20%（百円の単位以下は切り捨て）を加算する。当該計画に係る省エネ適判をUHEC以外の者から受けた建築物の仮使用認定の申請に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、表1に掲げる仮使用認定手数料額の40%（百円の単位以下は切り捨て）を加算する。

(検査に係る出張費)

- 第 11 条** 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために確認検査員等の職員が出張する場合、第 5 条から前条までの手数料の額に、別に定める株式会社 都市居住評価センター確認検査業務出張費規程により計算した額の出張費を加算する。(表 7)
- 2 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることができる。
- 3 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することができる。

(手数料の減額)

- 第 12 条** UHEC は、第 2 条から第 10 条までに定める手数料の額、並びに第 11 条に定める検査に係る出張費を、種々の状況を勘案して減額することができる。
- 2 UHEC が行う構造性能評価を受けた建築物は、第 2 条第 1 項に係る手数料の 20% を限度に減額することができる。
- 3 UHEC は、第 2 条、第 5 条及び第 7 条に定める手数料の額を、同様な物件の申請が年間 10 件以上見込め、契約を結んだ場合は 10% を限度に減額できるものとする。

(帳簿記載事項証明書に関する手数料)

- 第 13 条** 帳簿記載事項証明書の発行に係る申請手数料は証明事項一通につき 5,500 円(税込)とする。

(協議事項)

- 第 14 条** その他、この規程に記載のない事項については、別途協議のうえ定めることとする。

(附則)

この規程は、平成 14 年 5 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 1月 5日から施行する。

この規程は、平成27年 4月27日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 9日から施行する。

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年12月21日から施行する。

ユーク (栃都市居住評価センター) 確認検査申請手数料

手数料・支払方法・支払期日

◆手数料

- 確認検査業務の手数料は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の床面積の合計、建築設備の設置数等)等をもとに定めています。
- 直前の確認検査をユークで受けた場合と他の機関で受けた場合では、申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

◆手数料の支払方法

- 引受承諾書及び請求書の受領後、表8の支払期日までにユークが指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位：円/非課税)

床面積の合計：A ^{*1} (㎡)	確認	中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		仮使用認定 ^{*4}
		建築確認 ユーク	建築確認 他の機関	中間検査 ユーク	中間検査 他の機関	
A ≤ 100㎡	81,000	50,000	114,000	65,000	129,000	125,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	95,000	68,000	144,000	82,000	158,000	
200㎡ < A ≤ 300㎡	123,000	80,000	178,000	93,000	191,000	
300㎡ < A ≤ 500㎡	125,000	82,000	182,000	95,000	195,000	
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	150,000	120,000	240,000	135,000	255,000	162,000
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	190,000	160,000	312,000	186,000	338,000	228,000
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	258,000	175,000	381,000	225,000	431,000	264,000
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	300,000	197,000	437,000	253,000	493,000	300,000
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	360,000	220,000	508,000	269,000	557,000	323,000
5,000㎡ < A ≤ 6,000㎡	410,000	250,000	578,000	324,000	652,000	385,000
6,000㎡ < A ≤ 8,000㎡	450,000	265,000	625,000	345,000	705,000	395,000
8,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	490,000	275,000	667,000	360,000	752,000	410,000
10,000㎡ < A ≤ 15,000㎡	570,000	340,000	796,000	445,000	901,000	505,000
15,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	590,000	360,000	832,000	455,000	927,000	540,000
20,000㎡ < A ≤ 30,000㎡	690,000	410,000	962,000	510,000	1,062,000	580,000
30,000㎡ < A ≤ 40,000㎡	720,000	430,000	1,006,000	535,000	1,111,000	630,000
40,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	750,000	450,000	1,050,000	560,000	1,160,000	670,000
50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,220,000	705,000	1,681,000	860,000	1,836,000	1,000,000
100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	1,560,000	1,020,000	2,268,000	1,200,000	2,448,000	1,400,000
200,000㎡ < A	1,800,000	1,150,000	2,590,000	1,480,000	2,920,000	1,700,000

- *1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計をAとします。
- *2 建築確認ユーク : 建築確認を当社で受けた建築物
建築確認他の機関 : 建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物
- *3 中間検査ユーク : 直前の中間検査を当社で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築物)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築物)
- *4 1.ユークで仮使用認定を受けたものは、完了検査の手数料算定の際に、仮使用認定部分の床面積を減じて算定します
2.ユーク以外で確認申請を行ったものは、仮使用認定の手数料は別途料金を加算します(中間検査の差額相当)
3.その他、仮使用認定を複数回行う場合等の手数料は、見積もりさせていただきます(大規模の場合を含む)

その他手数料の加算について

- 以下の①～⑨の場合は、確認手数料に各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)
 - ① 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
 - ② 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - ③ 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - ④ 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
 - ⑤ 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の10%の額
なお、①から⑤の場合で、該当する各検証法毎の加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を加算額とします。
 - ⑥ 計算ルート2 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - ⑦ 限界耐力計算 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の20%の額
 - ⑧ 免震構造 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の10%の額
 - ⑨ 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額
- ユークが行う構造的評価を受けた建築物は、確認手数料を20%を限度に減額します。
- 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額に当該建築物の床面積の合計に係る完了検査手数料額の20%(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
- 省エネ適判をユークで受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、その手数料額の20%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
省エネ適判を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、その手数料額の40%の額(百円の単位以下は切り捨て)を加算します。
- 増築申請の場合で、既存建築物に不適格建築物への適及適用がある場合は、その既存不適格建築物の床面積の合計に応じて、下記に定める手数料額を増築申請の手数料額に加算します。
既存建築物が前項と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとします。

既存不適格建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
A ≤ 1,000㎡	20,000	10,000
1,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	35,000	20,000
10,000㎡ < A	50,000	30,000

- 構造計算適合性判定が必要な建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。計画変更の場合は5,000円/件を加算します。
- 直前の確認済証をユークから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。
- 直前の確認を当社で受けた建築物の計画変更は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。計画の変更に係る部分の床面積の合計が50㎡以下の場合の計画変更申請手数料は48,000円とします。
- 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする場合は、当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。
- 中間検査及び完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む)、当該手数料に3,000円を加算します。
- その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表2 建築設備(エレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{*1}		中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}				備考	
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	昇降機		建築設備			
						中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関		
10 ≤ B	24,000	13,000	24,000	28,000	56,500	28,000	30,000	29,000	31,000		
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000	29,000	31,000				
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000			30,000	32,000
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000			31,000	33,000

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関 : 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : 建築設備の確認を当社で受けた建築設備
確認審査他の機関 : 建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築設備及び昇降機)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築設備及び昇降機)

表3 ホームエレベーター(小型エレベーター及び段差解消機並びにエレベーターのリニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{*1}		中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		備考
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査	中間検査	
						ユーイック	他の機関	
10 ≤ B	17,000	9,000	17,000	28,000	56,500	28,000	30,000	
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000	29,000	31,000	
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000	
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000	

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関 : 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : ホームエレベーターの確認を当社で受けたホームエレベーター
確認審査他の機関 : ホームエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたホームエレベーター)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたホームエレベーター)

表4 小荷物専用昇降機(リニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{*1}		中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		備考
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査	中間検査	
						ユーイック	他の機関	
6 ≤ B	11,000	8,000	11,000	18,000	27,000	18,000	27,000	
2 ≤ B ≤ 5				20,000	30,000	20,000	30,000	
B = 1				22,000	33,000	22,000	33,000	

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関 : 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : 小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機
確認審査他の機関 : 小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた小荷物専用昇降機)

表5 リニューアルエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 ^{*1}		中間検査 ^{*2}		完了検査 ^{*3}		備考
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	中間検査	中間検査	
						ユーイック	他の機関	
10 ≤ B	18,000	9,000	18,000	28,000	56,500	29,000	31,000	
6 ≤ B ≤ 9				29,000	58,000			
2 ≤ B ≤ 5				30,000	59,500	30,000	32,000	
B = 1				31,000	61,000	31,000	33,000	

- ※1 直前の確認がユーイック : 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関 : 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーイック : リニューアルエレベーターの確認を当社で受けたリニューアルエレベーター
確認審査他の機関 : リニューアルエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター
- ※3 中間検査ユーイック : 直前の中間検査を当社で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたリニューアルエレベーター)
中間検査他の機関 : 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたリニューアルエレベーター)

表6 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

種別・設置数他 ^{※1}	確認	計画変更 ^{※2}		完了検査 ^{※3}		備考 建築基準法施行規則 別紙 用途の区分を示す記号	
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関		
令第138条第1項工作物 (下表を除く)	21,000	11,000	21,000	24,000	45,000	06310、06320、06330、06340、06350	
令第138条第1項第1号の区分 で25mを超えるもの(煙突 等)	42,000	22,000	42,000	48,000	90,000	06310	
令第138条第1項第2号に規定 する区分で25mを超えるもの (RC柱等)						06320	
令第138条第1項第3号に規定 する区分で15mを超えるもの (広告塔等)						06330	
令第138条第1項第4号に規定 する区分で15mを超えるもの (高架水槽等)						06340	
令第138条第1項第5号に規定 する区分で5mを超える擁壁						06350	
令第138条第2項第 1号工作物	6 ≤ B	24,000	12,000	24,000	21,000	45,000	06360、06370
	2 ≤ B ≤ 5				22,000	46,000	
	B = 1				23,000	47,000	
令第138条第2項第 2号及び第3号工作物	A ≤ 10㎡又は H ≤ 4m	24,000	12,000	24,000	30,000	54,000	06360、06370
	10㎡ < A 又は 4m < H	39,000	19,000	39,000	57,000	96,000	
	A > 50㎡	(表1)の床面積を投影面積Aに読み替えて手数料を適用しますが、 工作物の高さを考慮し別途協議させていただきます					

※1 B: 工作物の設置数

A: 工作物の投影面積(水平または垂直投影面積で最大の面積)

H: 工作物の高さ

※2 直前の確認がユーイック: 確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合
直前の確認が他の機関: 確認を受けた工作物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合

※3 確認審査ユーイック: 工作物の確認を当社で受けた工作物

確認審査他の機関: 工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物

その他手数料について

- 1 工作物の中間検査が指定されている場合についての中間検査・完了検査の手数料はお見積りさせていただきます。
- 2 大臣認定を受けた工作物の確認・完了検査等の手数料はお見積りさせていただきます。
- 3 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表7 手数料に加算される出張費

(単位:円/内税)

地域		出張費	備考
地域区分	ユーイックからの距離: D (km)		
地域:A	D ≤ 15	7,000	
地域:B	15 < D ≤ 30	8,000	
地域:C	30 < D ≤ 50	9,000	
地域:D	50 < D ≤ 100	18,500	
地域:E	100 < D ≤ 200	25,500	
地域:F	200 < D ≤ 500	46,000	
地域:G	500 < D ≤ 750	56,000	
地域:H	札幌、福岡、同等の距離	86,500	
地域:I	沖縄同等の距離	97,000	

※上記表は確認検査員1名あたりの出張費(交通費を含む)です。

- 1 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。
- 2 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することがあります。

表8 手数料の支払期日

確認	支払期日	
	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
確認	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前